

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

(1) 貸金業者から債権譲渡や取立委託を受ける者

意見の概要	回 答
貸金業者から債権譲渡や債権回収委託を受ける者について、一定の要件を求めるべきではないか。 また、債権譲渡や回収委託が弁護士法やサービス法に抵触する場合についての見解も示してもらいたい。	現行の貸金業規制法では、貸付債権についての譲受人や回収委託を受託する者について一定の資格等は求めていることから、内閣府令で一定の資格要件を設けることはできません。 なお、弁護士法及びサービス法の所管当局の一般的な解釈によれば、貸し手と借り手の間で債権の存在や債権の金額、残元本の金額について認識が一致していないものや債務者において支払いを遅延し回収困難にあるものなど、通常の状態では回収できない、いわゆる不良化した「事件性」のある債権について、他人から委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法やサービス法に抵触するおそれがあるとされています。

(2) 廃業等の後の帳簿保存について

貸金業者が、廃業した後についても、取引履歴等の帳簿類の保存がなされるようにすべきではないか。例えば、廃業貸金業者の帳簿については、行政当局にすべての写しを提出させるべきではないか。	現行の貸金業規制法は、廃業後の貸金業者について、「当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づき取引が終了する目的の範囲内においては、なお貸金業者とみなす」と規定しており、これにより、貸金業者が廃業した場合であっても帳簿を作成・保存する義務があります。
---	---